

鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第44号

鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業清算金取扱規則の一部を改正する規則

鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業清算金取扱規則（平成24年鳥取市規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

整理番号		清算金	円
年度		督促手数料	円

を

整理番号		清算金	円
年度			

に改める。

様式第5号中

整理番号		清算金	円
年度	年度	督促手数料	円

を

「

整理番号		清算金	円
年度	年度		

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業清算金取扱規則の規定により作成され、使用されている用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。